資料1

宮崎市自転車活用推進計画推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　令和２年３月に策定した「宮崎市自転車活用推進計画」について、計画をより効果的かつ実効性あるものとするため、宮崎市自転車活用推進計画推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　推進委員会は、『誰もが「安全」で「快適」に「楽しく」自転車を利用できるまち』を実現するため、「宮崎市自転車活用推進計画」の進捗状況を確認し、評価、見直しを行いながら、計画を推進することを目的とする。

（組織）

第３条　推進委員会は、委員２０人以内をもって組織する。

２　推進委員会の構成は、別表のとおりとする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は単年度とし、毎年度更新とする。

（委員長等）

第５条　推進委員会に委員長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

２　委員長は推進委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（オブザーバー）

第６条　推進委員会にオブザーバーを置くことができる。

２　オブザーバーは、推進委員会の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者とする。

３　オブザーバーは、委員長の求めに応じて推進委員会に出席し、専門的見地から審議に関する助言又は協力を行うものとする。

（会議）

第７条　推進委員会の会議（以下、「会議」という。）は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

２　市長は、会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は

意見を聞くことができる。

３　市長は、感染症の流行等やむを得ない状況であると認めるときは、委員長の承諾を得て、会議を招集に代え書面等で行うなど必要な措置を講ずることができる。

（庶務）

第８条　推進委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和２年８月１７日から施行する。

別表

宮崎市自転車活用推進計画推進委員会

委員・オブザーバー構成

No.	区　　分	所属期間・団体職員
1	学識経験者	宮崎大学地域資源創成学部
2	学校	宮崎市郡東諸県地区高等学校　生徒指導連絡協議会
3	観光商工	宮崎市観光協会
4		宮崎商工会議所
5	自転車業界	宮崎県自転車二輪車商協同組合宮崎支部
6	自転車利用者	ひなた自転車協会
7		宮崎市サイクリング協会
8	交通安全関係	宮崎北地区交通安全協会
9		宮崎南地区交通安全協会
10	市民代表	宮崎市地域婦人連絡協議会
11	行政機関	国土交通省九州地方整備局　宮崎河川国道事務所
12		宮崎県県土整備部
13		宮崎県警察本部交通部
14		宮崎市企画財政部
15		宮崎市危機管理部
16		宮崎市観光商工部
17		宮崎市建設部
18		宮崎市教育委員会
19	オブザーバー	東海大学工学部土木工学科